

**参考：『まいどさん』3月31日号 掲載記事**

小松民商は、杉山忠夫副会長、大西昭俊理事が、すでに全国で2割以上の自治体を実施している「入札参加資格の不要な小規模な工事や修繕の発注を市内全業者に広げる」小規模工事業者登録制度の実施を小松市（24日）、加賀市（25日）、能美市（26日）と3連続で訪問し、懇談・申し入れを行いました。石川県内では北部の2市3町がすでに実施して石川県内では北部の2市3町がすでに実施しています。

**《資格なくても発注しているが 実体はつかんでおらず》**

3市とも入札関係の直接の担当課が対応。いずれも50～130万円は入札参加登録業者に発注し、50万未満は、「各課がそれぞれ入札参加資格業者名簿を参考に、資格のない業者にも門戸は広げている」と言いながらも、その実態は十分把握できていません。

小松市では「財政課なら取りまとめているのではないか」との無責任な体制にあることが判明。加賀市も各課が直接行う発注についてつかんでいませんが、「取りまとめるならうちなので、きちんと調べてみたい」との回答。能美市は契約担当課がその数字もちゃんと把握しており、50万円未満の仕事は80%、130万円未満の執行が2億7千万余あること、資格のない業者に多数発注しているのでは、と回答しました。

**《各課が発注する基準～ルール、それが「登録制度」と指摘》**

民商代表は、各市の入札資格参加業者数を聞きながら、それが市内業者の4分の1～3分の1であることを指摘。資格がなくても受注できることを広報、周知する必要がある。各課ばらばらの発注のルール化が必要。それが登録制度。実施自治体からも制度の長所・欠点を学び、実施していく方向でさらに検討を」と要請。各市とも姿勢等にばらつきはあるものの「前向きな検討をする」との回答でした。

**行動報告書**

2008.03.31

行動名	小規模工事業者登録制度実施を求める小松、能美、加賀3市への申入れ・懇談		
行動日	小松市 3月24日(月)	加賀市 3月25日(火)	能美市 3月26日(水)
応対者	小松市	総務企画部 管財課 次長兼課長 井家 兵吾、担当参事兼課長補佐 前川 富雄	
	加賀市	総務部行財政課 契約財産係長 谷口 嘉康、主査 小嶋 宗晃	
	能美市	総務部総務課 伴野 博 課長、参事 森 幹彌、契約係長 中川 真	
要望書	<p style="text-align: center;"><b>小規模な修繕・工事業者登録制度の実施を求める要望書</b></p> <p><b>【要望趣旨】</b> 今日、町場の建築業者は「冬の時代」が続いています。 公共事業に依存してきた業者はもとより、主に民間工事を担ってきた業者も、住宅不況、建材等原材料高により悪化している経営の建て直しのために懸命に努力しています。 豊かな「住まい方」が求められている時代、リフォームのニーズが高まっている時代にあって、地域に密着している町場の建築業者がこうした時代に積極的にこたえていくことが求められています。 行政がそうした時代に対応したきめ細かい施策を行うことが求められています。 すでに全国の2割を超える自治体で実施されている「小規模工事（修繕）業者登録制度」もそうした時代に地域のニーズを行政がサポートする施策のひとつです。当施策は、市民の緊急的で簡便な住まい・事業場等の小規模な修繕や工事の要望にこたえ</p>		

	<p>るための行政サービス面、さらには行政コスト面でも効果があるものです。 以上の趣旨から次の点を要望するものです。</p> <p><b>【要望項目】</b> すでに全国で2割以上の自治体を実施している小規模工事登録業者制度を実施し、小規模な額の修繕、工事等を入札参加資格がなくても受注できるようにすること。</p>						
<p>小松市からの回答</p>	<p>※小松市に対しては昨年秋、「清潔で明るい小松市をつくる会」とともに要望し、12月に文書回答を得ているので、今回の行動では、その内容の確認（ヒアリング）とともに、改めて要望を行った。</p> <table border="1" data-bbox="379 589 1369 1429"> <tr> <td data-bbox="379 589 523 1182"> <p>小松市の実態、回答現状</p> </td> <td data-bbox="523 589 1369 1182"> <p>1) 小規模工事（130万円未満随意契約）の対象業者50万円以上は契約課契約で、入札参加登録業者で見積り合わせしている。 50万円未満は主管課契約で、特に定めておらず、 ・工事請負は、原則として入札参加登録業者に見積りを徴収しているのが現状である。 ・修繕では、緊急性・地域性・内容規模・業種単独性を考慮して、登録業者に限らないこともある。</p> <p>2) 入札参加登録業者を原則とするのは ①建設業を営む者として建設業の許可を取得し、公共事業へ受注意欲をもち、下位ランクで努力している小規模業者がいること。それでも受注撤会が十分でないこと。 ②発注者側として、品質の確保や監督業務の難易性等において信頼度の高いことが望ましいこと。それは金額の大小ではないこと。 などによる。 ただし、下請け業者の資格については問わない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1182 523 1305"> <p>課題</p> </td> <td data-bbox="523 1182 1369 1305"> <p>・上記2) が課題である。 ・制度実施は、見積り合わせを保証するものではない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1305 523 1429"> <p>2008年度予算での対応</p> </td> <td data-bbox="523 1305 1369 1429"> <p>制度実施については、現在とくに考えていない。 ただし元請け事業者に対し、下請契約する場合には地元業者への注文を指導していく予定である。</p> </td> </tr> </table> <p>一、実態（ヒアリング内容）</p> <p>○ 50～130万円 は 当課が担当 入札参加資格登録業者に発注する。 工事契約全件数 548 件中 50～130 万円の工事（修繕含む）件数 56 件 55,684,652 円</p> <p>○ 50 万円未満は 合計したものがない。各課が課長決済により 総務企画部 管財課が作成している入札参加資格登録業者名簿を参考にしながら、それぞれ独自に発注している。発注者の名簿を見たことがあるが 資格登録者以外の業者名も入っていた。地元で緊急に対応できるものは地元でということをやっているようだ。全部で何件、いくらになるのかは当課では把握していないし、まとめたものがない。各課が財政課に年度末に報告しているので財政課ならわかると思う。 修繕の場合は、当初落札した業者で地元で即応できる人を考えているようだ。 町土整備事業制度というのがあり 地元でどの業者に依頼するのかの実績もある。</p> <p>○ 制度については引き続き検討するが、各課が受けるので業者が営業活動として申</p>	<p>小松市の実態、回答現状</p>	<p>1) 小規模工事（130万円未満随意契約）の対象業者50万円以上は契約課契約で、入札参加登録業者で見積り合わせしている。 50万円未満は主管課契約で、特に定めておらず、 ・工事請負は、原則として入札参加登録業者に見積りを徴収しているのが現状である。 ・修繕では、緊急性・地域性・内容規模・業種単独性を考慮して、登録業者に限らないこともある。</p> <p>2) 入札参加登録業者を原則とするのは ①建設業を営む者として建設業の許可を取得し、公共事業へ受注意欲をもち、下位ランクで努力している小規模業者がいること。それでも受注撤会が十分でないこと。 ②発注者側として、品質の確保や監督業務の難易性等において信頼度の高いことが望ましいこと。それは金額の大小ではないこと。 などによる。 ただし、下請け業者の資格については問わない</p>	<p>課題</p>	<p>・上記2) が課題である。 ・制度実施は、見積り合わせを保証するものではない。</p>	<p>2008年度予算での対応</p>	<p>制度実施については、現在とくに考えていない。 ただし元請け事業者に対し、下請契約する場合には地元業者への注文を指導していく予定である。</p>
<p>小松市の実態、回答現状</p>	<p>1) 小規模工事（130万円未満随意契約）の対象業者50万円以上は契約課契約で、入札参加登録業者で見積り合わせしている。 50万円未満は主管課契約で、特に定めておらず、 ・工事請負は、原則として入札参加登録業者に見積りを徴収しているのが現状である。 ・修繕では、緊急性・地域性・内容規模・業種単独性を考慮して、登録業者に限らないこともある。</p> <p>2) 入札参加登録業者を原則とするのは ①建設業を営む者として建設業の許可を取得し、公共事業へ受注意欲をもち、下位ランクで努力している小規模業者がいること。それでも受注撤会が十分でないこと。 ②発注者側として、品質の確保や監督業務の難易性等において信頼度の高いことが望ましいこと。それは金額の大小ではないこと。 などによる。 ただし、下請け業者の資格については問わない</p>						
<p>課題</p>	<p>・上記2) が課題である。 ・制度実施は、見積り合わせを保証するものではない。</p>						
<p>2008年度予算での対応</p>	<p>制度実施については、現在とくに考えていない。 ただし元請け事業者に対し、下請契約する場合には地元業者への注文を指導していく予定である。</p>						

	し出てもらえれば活用は可能だと思う。
加賀市との懇談内容	<p>○ 50～130万 入札参加資格業者名簿に基づいて 入札参加資格業者は約 1000 事業所でうち加賀市内の業者は 100 事業所</p> <p>○ 50 万円未満は 各課がフリーにやっている やりかたについては資格者に限定はしていないが 契約係が作成する資格者名簿を参考にしている。</p> <p>○ 市内で 451 ある事業所のうちで 100 件が資格者。そこが優先的に対象とされているとは思いますが、残る業者も資格者でなくても 50 万円未満の工事や修繕を受注できることは広報もされていないし、公募という事も行われていない、広く市内業者に門戸を開くという立場で実態を良くつかむとともに、実施自治体の市民サービス充実、行政コストなどの面での効果も調査・研究をの要望に「各課の発注の基準のようなものはない。その合計件数や金額は掌握されていない。やるとしたら当課となる。要望の趣旨で書かれている内容はよくわかるので、一度まとめ作業を行い、実態をつかんでみたい」と回答。</p> <p>○ 谷口係長は 当方の趣旨を誠実に受け止める姿勢がなく、脈絡もなく登録制度を作った場合の登録業者の要件として市税滞納などでは、行政サービス制限条例や自分が過去担当していた住宅管理の頃の修繕などの業者の後ろ向きな対応などを引出して発言。</p> <p>また、重大な行政責任を放棄したものとして次の発言を行った。</p> <p>「制度を作って登録した業者に親企業などが何でうちを通さないのかなどのお話があった場合、民商さんが是正する必要があるかどうか？」と。</p> <p>これにたいして民商側は、非常に重大な発言。小規模な工事や修繕は随意契約の範疇であり、ここに登録する業者は町場の零細な業者層。なぜ親会社が登録することにあれこれ言うのではと言うようなことを出してくるのか、国、県、全国的にも各市が建設業での不公正な取引や慣行を是正して下請保護をしようとしている民間任せではなく行政がその是正のために責任を持って親企業等を指導しているのに、それに逆行する発言であり、無知もはなはだしく、行政責任を理解していない暴言。撤回して謝罪せよと要求。係長は「認識不足で謝罪する」と謝罪。民商側は「認識が不足している、してないの問題ではない。先ほど来からの係長の発言は、とにかく後ろ向きの、地元業者育成などの観点など全く見られないものばかり」と追求。</p> <p>あらためて謝罪をしながら、主査から「市としては決してそうした立場にない。いわれている趣旨に沿って課として調査もし、実態をつかみ民商にもしめし必要な検討をしていきたい」と発言しました。</p>
能美市との懇談内容	<p>「制度は不必要とは思っていないが、時期早尚かと思っている。現在のやりかた、実施自治体の長所・欠点などを勉強しながら検討していきたい」と回答。</p> <p>○ 入札参加資格者は 850 事業所でうち 110 事業所が市内業者</p> <p>○ 工事・修繕実績は別記の通り。</p> <p>○ 10 万円以下の仕事の場合は、無資格者からも一社指名で各課が発注している。</p> <p>○ 能美市では別記の通り各課が行っている工事实績もまとめており他市と比べて誠実であった。</p> <p>別記資料の通り 50 万円未満の発注で 80%が 10 万円未満のものと大半が小規模なもの。これらは合併前の町の時代からの地域の実情を知ったものによる発注という実績の積み重ねが生きていると思う。</p>

平成 18 年度の工事請負費・修繕料の執行額実績				
金額	工事請負費	修繕料	計	割合
10 万円未満	122	1,626	1748	79%
10 万円以上 50 万円未満	215	121	336	15%
50 万円以上 100 万円未満	87	10	97	4%
100 万円以上 130 万円未満	30	9	39	2%
計	454	1,766	2220	100%

修繕料総額 ≒1 億円 総計 2.7 億円

○ 県内実施自治体での登録者は 輪島市が 10 事業所 羽咋市が 7、津幡が 18 中能登が 10 というもので、登録者を優先するとしたら、ここに偏るという事態もうまれる。制度の弊害ということも感じられる。

○ 市内 350 事業所のうちで入札参加資格者が 110、地元優先といっても残る事業所に広く、市のそうした政策意図が周知されているかという、広報も、周知もされていないので知られていない。各課が行っている無資格者もふくめて行っている発注の実態をつかむとともに、各課が発注していくうえでのルール（ルール化）が必要。それが登録制度ともいえると要望。

実施自治体では制度を作ったものの登録者が少ないなどの実情もあるが、それは制度に欠陥があるのではなく、自治体や関係団体等の努力で充実していけるものなどと要望。

市側は本日の要望を踏まえて、各課の実態をさらにつかむなどしてよりよいものそれが登録制度なのかもふくめて検討していきたいと回答。

参考：各市建設業者数と入札参加資格登録業者数（民商作成）

市	建設業者数	入札参加資格業者数	うち市内資格業者数
能美	351	≒1,000	≒ 100
小松	723	≒1,100	≒ 300
加賀	351	≒ 800	≒ 110